

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	石馬寺 (五個荘石馬寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、集落の担い手（認農）が耕作面積の63%を集積し、他集落の集落営農法人2法人が14%の農地を集積し、生産調整において各担い手と法人間で連携を行っている。しかし、農業者の高齢化問題は避けられないなか、各担い手と法人間で機械等の作業受委託を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦を主とした土地利用型営農を継続するほか、水稻においては環境こだわり栽培を中心にして関係機関と連携しながら進めている。転作作物については、麦・大豆・黒豆を中心に栽培管理し作業の軽減を図るためドローンの作業委託を行っている。また、刈り取り作業の委託等、各農業者間で連携を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状、水田の70%が農地中間管理機構に貸し付けを行っており、現状を維持していく。 現在の耕作者が離農する際には地域内で集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現状、水田の70%が農地中間管理機構に貸し付けしているが、引続き集積化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
今後、集積化が進めば区画の拡大を行い作業効率を向上させたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
若手後継者の育成のため、他集落の若手にも支援を依頼するほか法人と担い手の連携を強く進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
スマート農業の作業委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ドローンによる防除作業の委託。